

文化財災害対策における地域体制整備に向けた重要な課題  
—技術連携と緊急連絡システム—

岡田 健

独立行政法人国立文化財機構  
東京文化財研究所

保存科学 第56号 別刷

平成28年度

# 〔報告〕文化財災害対策における地域体制整備に向けた 重要な課題—技術連携と緊急連絡システム—

岡田 健

## 1. はじめに

平成26年度から始まる「文化財防災ネットワーク推進事業」は、文化庁「美術館・歴史博物館重点分野支援事業」の「大規模災害に対応した文化財等の防災・救出に係る全国的な体制整備等」<sup>1)</sup>として実施されているものである。これは、平成23年3月に発生した東日本大震災に際して実施された全国規模の文化財レスキュー活動「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業」に参加した各団体が、その2年間の活動を総括する公開討論会において、近い将来に発生すると言われていた大地震に対して、今後も緩やかにこの連携体制を維持し備えていこうと約束した<sup>2)</sup>のを承け、文化庁が資金を拠出して具体的な連携体制を構築するために開始されたものである。国立文化財機構がこれを担当し、5年間を目途に実施している。

事業はその趣旨として、「東日本大震災等における文化財等救出の対応を踏まえ、文化庁と連携しつつ非常災害時における文化財等の防災に関するネットワークを構築するとともに、そのために必要な人材の育成、情報の収集・分析・発信を行い、それらを踏まえ有事における迅速な文化財等の救出活動を行うための体制を構築するため、国立文化財機構に「文化財防災ネットワーク推進本部」を設置する。」と謳っている<sup>3)</sup>。当然、東日本大震災をはじめとする過去の災害対応とそれらを通して議論された連携<sup>4)</sup>の実現が大きな目標となる。

しかし、実際の自然災害は被害の内容が様々に異なり、その救出や保全活動に参加する団体や専門家の状況や活動に対する考え方は必ずしも同じではない。したがって、単に知識として過去の災害対応の経験を参照するだけでは、連携体制を効果あるものとして構築することはできない。

本事業の3年目を迎えた平成28年度は、年度当初に発生した熊本県を中心とする地震を皮切りに文化財被害をもたらす自然災害が多数発生した。熊本地震では国指定文化財としては建造物・史蹟・記念物などの不動産文化財に多くの被害が出たが、多数の建造物への被害はその内部にある古文書や民俗資料にも被害をもたらし、それら動産文化財の救出を目的とした「熊本被災文化財レスキュー事業」が開始された<sup>5)</sup>。8月には台風10号が約100年ぶりに太平洋から直接東北地方へ上陸し、10月には鳥取県を震源として大きな地震が発生して、それぞれ文化財等への被害が出た。

局所的に発生する災害は、限定的なジャンルや未指定の文化財の被害がほとんどという結果をもたらすことが多い。そのような場合、文化庁・都道府県・市町村区の各レベル行政機関の動きはそれぞれに異なるが、災害対応は地域の人々の迅速な活動によって解決する場合もあるいっぽう、外部からの支援を受け入れることができない状態が長く続く場合もある。そして、かつて東日本大震災において参集した団体や専門家がすべて参加するような、いわゆる“文化庁による”文化財レスキュー事業を実施するまでもない、ということもある。

このような実情に照らすと、謳っている「ネットワーク構築」に関して、特に地域体制の整備について、いくつかの優先的な課題が浮かび上がる。本稿では平成28年度の推進事業におけ

る実践作業を通じて得た成果のうち、地域内における技術連携と緊急時の連絡システムというテーマについて、事例をもとに報告を行なう。

## 2. 文化財防災ネットワーク推進事業が目指す「ネットワーク」

### 2-1. 平常時からの連携体制の構築促進

文化財防災は、「災いを防ぐ」と書くからには、自然災害が発生することを前提として、想定される災害に相当程度に耐え、被害を最小限に止めるための方策を事前に講じておくことを、本義とするものである。例えば平成23年の東日本大震災では、国内最大の文化財収蔵量がある東京国立博物館においては、館蔵の動産文化財に被害が出なかったという実績がある<sup>6)</sup>。これは、阪神淡路大震災以来同館が力を注いできた展示・収蔵品に対する免震・耐震対策<sup>7)</sup>が効果を挙げたことを示している。

しかし、東日本大震災では、地震の揺れによる倒壊や破断などの被害に止まらず、巨大津波の襲来によって汚水をかぶり、カビが発生し腐敗が進行するという状況があった。この時、市町村レベルの行政体においては教育委員会に所属する文化財担当者が避難所に当てられた学校体育館での避難民の対応、あるいは避難住宅建設予定地の事前発掘調査の職務に回っているなどの状態が長く続いた<sup>8)</sup>。このような状況が発生することを承知した上で、地域内における各種団体や専門家、あるいは外部の関係団体や専門家が、有効な連携体制によって被災文化財の迅速な救出・保全活動のスタートを図るシステムを作っておこうとするのが、この「ネットワーク」構築の意味するところである。

「ネットワーク」のあり方については、これまでも多くの研究会・シンポジウム・報告書等で議論されてきた。ここでは、まずそれらの成果をもとに、現状に対する認識を示しつつ4つの観点から整理をしておく。

#### ① 国内文化財関係団体がそれぞれの枠組みや分野の中で構築している連携体制

文化財防災ネットワーク推進事業は、東日本大震災に際して組織された「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会」に参加した国内の関係各団体を基盤とし、国立文化財機構が中核を担っている。

その国立文化財機構は、東京・京都・奈良・九州の4博物館と東京・奈良の2文化財研究所、無形文化遺産センター（堺市）の7施設から構成され、平成26年度には本事業実施のために機構理事長の下に文化財防災ネットワーク推進本部を設置し、理事長以下、各施設長等を本部員とし、さらに推進室を設置して機構横断の実施体制を敷いた。各施設が、地域（各都道府県とそれらをまとめる北海道・東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州）連携体制の構築に向けての調査等の作業を分担して行うとともに、いったん国内の何れかの場所で災害による文化財被害が発生した際には、文化財保存・考古学・美術史学・歴史学・情報学の専門家を現地に派遣し、相互に協力して行動することをみずからの役割と位置づけている。

これと同様に、国立文化財機構以外の各団体においても複数の組織の連合体である場合が多く、独立行政法人国立美術館・大学共同利用機関法人人間文化研究機構・日本博物館協会・全国美術館会議・全国歴史資料保存利用機関連絡協議会・全国歴史民俗系博物館協議会・西日本自然史系博物館協議会・日本図書館協会等にそれぞれの連携体制がある。各地で成立している地域史料ネットについても、史料ネット全国大会が開催され（平成26年度を第1回として現在まで3回）、相互の情報交換が行なわれている。この他に、全国の個人会員が参加している文化財保存修復学会や日本文化財科学会など文化財系の学会もまた、会員の専門性を活かした特色ある文化財防災の取り組みを行い、研究会の開催などを通じて情報の共有を図っている。

## ② それらを基盤とした関係団体相互の連携体制—国立文化財機構の役割

文化財防災ネットワーク推進事業の一つの根幹は、これらの団体が相互の連携体制を構築することである。「文化遺産防災ネットワーク推進会議」は、これらの団体の防災担当代表者によって構成されている。したがって、日本国内には多様なジャンルを集合した文化財防災のための連携体制はすでに存在していると言うことができる。

しかしながら、毎回の自然災害は内容や規模に違いがあり、その専門性によって一部の団体のみが被災文化財の救出活動に参加する、ということもある。東日本大震災のような、すべての団体が等しく活動を行なうような状況は、幸いにして最近では発生していない。

もちろんここで言うネットワーク構築とは、それが実際に効果的に活動を行う体制を作ることであり、その旗振り役を国立文化財機構が手を挙げて実施しているのであるが、その場合に、今後国立文化財機構がどのような役割を果たす存在になるのかを、明確にしていく必要がある。そのことについては、推進会議及び別に設置されている有識者会議においても議論を進めるよう求める意見がだされている。

国立文化財機構は、平成28年度から始まる5カ年中期計画に文化財防災のための体制作りに取り組むことを明記した<sup>9)</sup>。これによって、本事業はすでに補助金事業の枠組みを越え、機構全施設共通の本来業務としての位置づけを得ている。このことは必然的に次の二つの事柄を意味している：

- i) 補助金事業が予定されている最長の期間の平成30年度で終了した場合に、中期計画としてはさらに2カ年が残されており、事業継続に係る経費の問題が発生する。国立文化財機構は2カ年について別途の予算確保を図るなどの検討を行ない、中期計画の実現を目指すことになる。
- ii) しかしながら、これはあくまでもネットワーク推進のための活動であり、個別の自然災害発生時における被災文化財の救出活動について、常に国立文化財機構が直接的にそのマネジメントを担当するものとなるのか、または機構各施設の特色を活かした救出活動や保全措置のあり方を考え、他の団体と同じ立ち位置によって文化財防災に関与していくのか、ということを決めていかなければならない。

## ③ 各都道府県内、及び北海道・東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州等の地域内における連携体制の構築

地域の連携体制は、文化財を対象とする限りにおいては文化財保護法および都道府県・市町村の文化財保護条例を活動の重要な根拠とするため、一つの基本ラインとして都道府県の文化財担当部門がその中核となり、市町村の文化財担当部門との連携が重要となる。通常、これらの文化財担当は各レベルの教育委員会に所属している。しかし、近年は文化財を観光資源と位置づけ、従来とは異なる体制をとる自治体も見られ、その状況に応じて的確な連携を図る必要がある。また、災害対策基本法に基づき、都道府県及び市町村は各地域に係る地域防災計画を作成し、地域間相互の連携についても防災計画を作成することが定められているが、文化財に関する記述は各自治体によって違いがあり、必ずしも文化財担当部門が直接作成に携わったものでない場合もあって、その実効性についての検証が必要である。

もう一つのラインは、文化財を所有する都道府県内の公立私立の博物館・美術館・資料館等の機関の相互連携である。これには通常、都道府県の博物館連絡協議会の活動とのリンクが考えられる。これによって、文化財保護法や保護条例に文化財の範疇として入れていない自然史系資料に関する注意を払うことが可能になる。なお、同様に文化財系列にないものとして、行政文書及び公文書、図書館資料などがある（一部にはその歴史的価値が認められ指定文化財と

なるものもあるが)。これらは教育委員会の文化財担当としては平常時においても自然災害発生時においても、いわゆる管轄外にあたるため、ラインからは外れるが、上記①②のネットワークによって繋がっており、自然災害発生時に教育委員会を窓口として文化財レスキューを実施するには配慮する必要がある。

ここで課題とすべきは、それらが実際の自然災害発生時に相互の連絡、支援活動を実施するまでの体制として必ずしも期待通りに繋がったものとなっていないことである。

いっぽう、地域内における文化財防災の有力な担い手として忘れてならないのは、大学研究者や公的機関に所属する歴史学・民俗学の専門家が個人として参加する地域史料ネットワークの存在である。これは、1995年2月に阪神淡路大震災によって被災した歴史資料保全のために大阪大学・日本史研究会・大阪歴史科学協議会・京都民科歴史部会・神戸大学史学研究会・神戸女子大史学会などの歴史学会を中心として「歴史資料保全情報ネットワーク（1996年4月に歴史資料ネットワークと改称）」が開設されたのを嚆矢とするもので<sup>10)</sup>、現在では全国に20以上の史料ネットが立ち上げられている。

2015年2月に神戸で開催された全国史料ネット研究交流集会（第1回）には2日間で約250名の参加があり、2月15日には「『地域歴史遺産』の保全・継承に向けての神戸宣言」が採択された<sup>11)</sup>。もちろん、それぞれの史料ネットは成立の仕方や構成員にも特色があり、すべてが同じ活動をしているわけではなく、あくまでも個人による参加と活動であるため、所在地の都道府県行政とは直接的な関係を持たない場合が多い。災害発生時に教育委員会に出向いて史料保全の呼びかけについての要望を申し述べても、対象が未指定文化財であるため教育委員会の反応は必ずしもはっきりしたものとはならない。しかし、むしろ指定文化財優先の枠組みに縛られがちな行政体の動きや、レスキュー活動参加と公務との兼ね合いに苦心する公的機関の職員などに比して、自在な活動ぶりを示すという点で、史料ネットとの連携はいまや極めて重要な要素である。

#### ④ 文化庁との連携

ここで言う連携とは、自然災害による文化財被害が出た都道府県からの支援要請を受けた文化庁が、いままで通りに国立文化財機構へ協力要請を出し、“文化庁による”文化財レスキュー事業<sup>12)</sup>を開始するという連携ではなく、そこまでの甚大な被害が発生していなくても、ネットワークが独自の判断で救援活動を行うための仕組みを作るための、文化庁との相互の了解、という意味である。

特に文化庁は、職掌としては国指定文化財への対応が主となり、都道府県指定、市町村指定は各レベルの行政体に任せるものとなり、まして市町村指定にも係らない未指定文化財、あるいは文化財保護法に規定される以外の資料については、直接的な行動が取りにくい場合、結局それら全般に対する対応が、この様々な団体と専門家が連携する文化財防災ネットワークに求められることになる。そこを前提とした場合、局所的に発生した災害やまったく未指定文化財だけが被害を受けた場合などについて、文化庁の要請や指示を待つことなく行動できるようにしておくことが必要であるが、包括的な概念においてはそれらも文化財となるので、当然ながらいかなる場合も文化庁との連絡を取りつつ進めていくことになる<sup>13)</sup>。

### 2-2. 技術的連携体制

ここまでは組織の連携という課題を網羅的に述べてきた。しかし実際の救出活動においては、これらの行政や組織間のつながりだけでは被災文化財が置かれている不安定な状態を物理的に解決することにはならない。実際に被災した文化財の救出とは何か、その保全とは何か。破損

し汚損した文化財をその場所に置き続けたのでは一層劣化が進行してしまう。置かれている環境を変え、具体的な汚染物質の除去、水分の除去（乾燥）を実現し、できるだけ清浄な状態にし、所蔵者がふたたびそれを引き取ることができるようになるまでの期間、安全に保管する。しかも、その措置はできるだけ迅速に行われることが適切である<sup>14)</sup>。

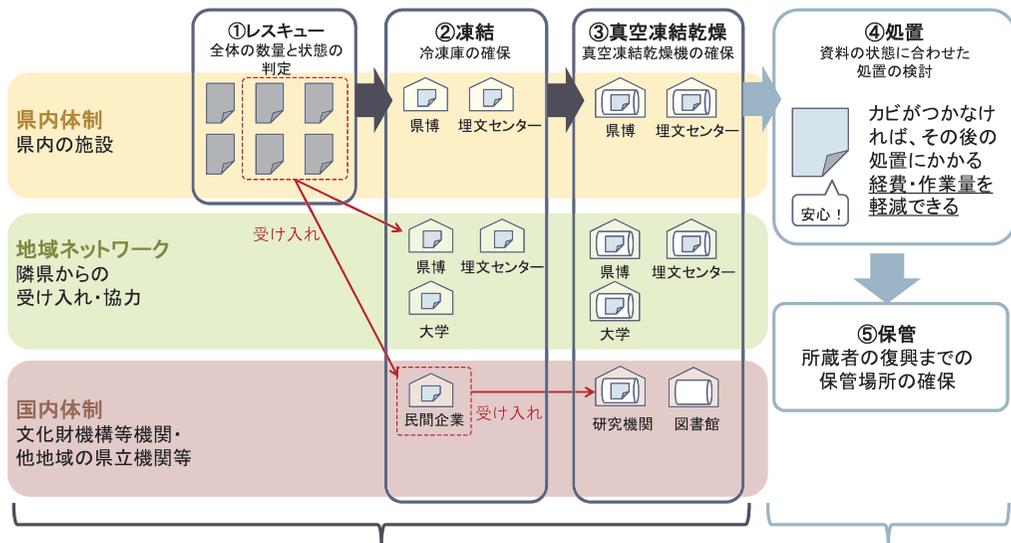
この事は、単にその技術をもった人材を集めて被災現場に派遣するだけでは実現しない。例えば紙資料が水で濡れたというような場合には、その状態から発生するカビや腐敗などの被害を最小限に止めるために、まず文化財を冷凍庫に緊急避難させ、次に真空凍結乾燥によって資料を乾燥させるが<sup>15)</sup>、その手順が分かっているのならば、冷凍庫や倉庫、真空凍結乾燥機を保有する施設が、具体的にどこにあるのかを事前に知っておき、それらの管理者との間に自然災害発生時にどのような行動を取るのかを決めておく、ということが有効である。すなわち、事前に「技術連携の拠点」を決め、あらかじめ役割分担をしておく、ということである。迅速性を確保するには、できるだけ近傍の地域にそれらの技術連携の拠点を作っておくことが大事である。一つの県内では足りないという場合には、近隣各県との技術連携も視野に入れておく必要がある。いっぽう処置すべき資料が大量に出た場合には、距離は多少離れていたとしても問題を一度に解決できるような、有力な拠点の確保もまた大事である（図1）。

#### 【事例1】

平成28年8月末の台風10号では、岩手県遠野市立図書館博物館の館外図書収蔵施設に浸水があり、民俗学者関敬吾の収蔵図書約2,500冊および遠野地域で明治時代に使われていた教科書類が水損した。同図書館博物館自身の動きも素早く、水害の翌日午後に事態が発見・報告されると、すぐに救出活動が行われた。しかしその水損図書の分量は小さな図書館の手に余るもので、即座にその判断をした学芸員が県内の学芸員ネットワークでの情報発信を行ったところ、夜半

## 技術拠点ネットワークの構築

例:水損紙資料の場合=カビの発生を最小限にするために



①～③を迅速に行うことでカビの発生を最小限に留める ⇒ 経費・作業量の軽減

図1 技術連携の考え方（作成：岡田健・松沼穂積）

までに県外も含む多くの人びとが情報を得ていた。水害3日目には岩手県立博物館と東日本大震災で大きな被害を受けながら復興のための道のりを歩んでいた陸前高田市博物館から、それぞれ冷凍庫の提供についての意思表示が為され、4日目の午前中には一部分が搬出された。同日の午後には東文研岡田と奈文研埋蔵文化財センター高妻洋成保存修復科学研究室長が現地に入り、残された約90箱を一度に凍結状態へ持って行くために、奈良県大和郡山市所在の(株)奈良市場冷蔵へ搬出することで調整を行った。これによってまずは全点の凍結が終わった。しかし、日本全国で発生する自然災害によって水損した資料を、毎回奈文研の大型真空凍結乾燥機の稼働に期待して奈良に運んでいたのでは、さすがに対応が困難となる。そこで今後の対応を念頭に置き、個々の地域における連携体制で解決する方法を模索した。岩手県内をはじめ隣県である宮城県内での機関に打診し、そのうちの東北大学災害科学国際研究所との合意ができ、被災地近傍の地域における技術連携体制構築のための共同研究という形式をとって、陸前高田市博物館に管理されている分の真空凍結乾燥を実施することになった<sup>16)</sup>。

被災文化財の被災の内容と救出後の保全処置の内容に照らし、何が技術的に必要となるのかを整理し、それが実現可能なものとなるための組織や専門家を繋いだ拠点連携を災害が来る前に作っておくことが、連携構築における明確な目標となるのである。

### 2-3. 情報収集体制

自然災害発生時において、外部にいて文化財の被災状況を知りたいと考えても、被災地では特に教育委員会の文化財担当者も当面避難者の対応などに逐われるので、誰も彼もが次々と現地へ連絡を取ろうとして却って困らせてはいけぬ、という意見を耳にすることが多い。いっぽう文化財保護を職務とする現地の人びととしては、状況を把握し、なるべく早くに文化財を安全な状態にしたいが、自身も被災しており、教育委員会の職員としての避難所対応のためになかなかそれができない。現地を訪ねれば、多くの担当者がその悩みを口にするのを聞く。救援活動とは、そのように現地の担当者がその職務に対する責任感をもっているが、困難を抱えているという状況に対して行われるものであるから、敢えて積極的に連絡を入れてみるべきである、という考え方も成り立つであろう。

そのように被災した側も救援する側もどのように行動すべきかに苦心するという状況を克服する方法として、地域内部における連絡網を整備し、一旦災害が発生した場合には、その地域における迅速な情報収集と発信が実現していれば、文化財レスキュー実施のための被災文化財リスト作成というような工程を踏まずに、すばやく現地の情報を入手することができるであろう。

この地域内連絡網の一つの事例として、東日本大震災の後、平成23年秋に設立された宮城県被災文化財等保全連絡会議のメンバーリストを挙げることができる。

#### 【事例2】

この連絡協議会は、本来的には震災1年目の秋の段階で長期化するであろうと予測された救出被災文化財の保全処置作業と保管の状況を見越して、宮城県教育委員会が主導し、県立の東北歴史博物館等と協力して組織したもので(図2)<sup>17)18)</sup>、当初から救援委員会事務局を担当した東京文化財研究所がそのメンバーリストを管理し、協議会内部のオールメールによる連絡が会員同士で見られるというものとなっていた。これを現在まで維持してきたので、事務局を担当していた筆者も一連の連絡をすべて見る事ができた。

今回、平成28年11月22日の午前5時59分に福島県沖を震源とするM7.4の地震が発生し、これによって平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震以来の1mを超える津波が観測されたが、

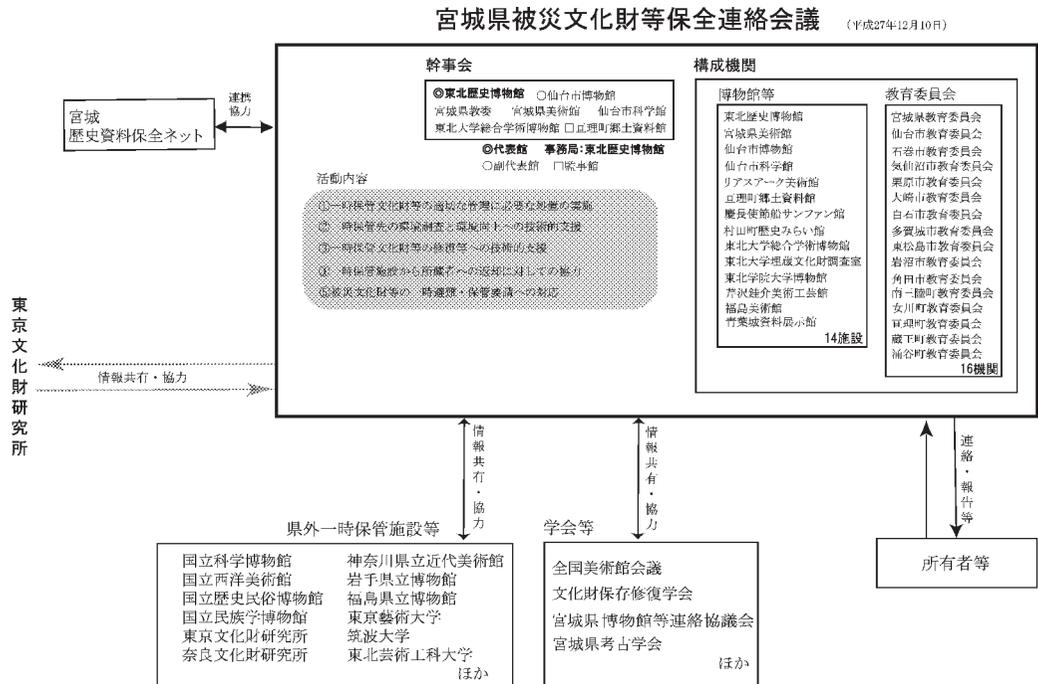


図2 宮城県被災文化財保全連絡会議組織図 (同会議提供)

同協議会の幹事である東北歴史博物館の呼びかけに呼応して、たちまち十数件の連絡が寄せられた。いずれも幸いに文化財の被災はない、というものばかりであったが、そのような情報によって安心することも極めて重要であると考えられる。このメーリングリストによる情報収集は、協議会に加盟している県教委の担当者も見ているもので、県教委からの行政的な要請に依らずともこのような情報収集が進められる点において、高く評価すべきシステムになっていると言える。

### 3. まとめ

以上、平成28年度に実施した文化財防災ネットワーク推進事業の活動を通じて今後取り組むべき課題として明確になった二つのテーマ、地域内における技術連携と緊急時の情報収集のための連絡システムについての報告を行った。

地域内の技術連携としては、文化財の被災内容と処置作業の技術的要請、さらには保全措置後の保管場所の確保とその保管環境の維持管理について、事前に技術拠点体制を構築しておく、というのが今回の提案である。もちろん保全処置作業自体は人がその手に身につける技術そのものであるから、これに関しては防災ネットワークを構成する各団体の専門家の協力を求め、あらかじめ地域の専門家や一般の人びとを含む研修を実施しておくことが必要になる。

連絡システムについては、一例を示したに過ぎない。こんにちでは多様な方法が考えられる。必ずしも固定したメールによる情報収集のシステムだけが万能と言うものではない。地域の文化財防災の体制は、個別の状況に依って様々な形態をとる。その中でどのような情報収集の体制を作るか。言うまでもなく、さらに重要なことは集まってくる情報を如何に正しく分析し、そこから如何に連携体制の効果を発揮し、次の的確な行動に移るか、ということである。

## &lt;参考文献&gt;

- 1) [http://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan\\_hakubutsukan/shien/suishin/](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan_hakubutsukan/shien/suishin/) (文化庁 HP) (閲覧日：平成28年12月8日)
- 2) 東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会公開討論報告書 (2013)
- 3) <http://ch-drm.nich.go.jp/about/abou03> (文化財防災ネットワーク HP) (閲覧日：平成28年12月8日)
- 4) 東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会平成23年度活動報告書 (2012)、同平成24年度活動報告書 (2013)、前掲公開討論報告書 (2013)
- 5) [http://www.bunka.go.jp/koho\\_hodo\\_oshirase/hodohappyo/2016062003.html](http://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/2016062003.html) (熊本地震による被災文化財に対する取組について：文化庁 HP) (閲覧日：平成28年12月8日)。熊本地震では被災建造物を対象とした被災文化財建造物復旧支援事業(文化財ドクター派遣事業)が同時に実施されている。
- 6) 平成23年3月11日の本震とそれに続く余震によって、東京国立博物館では所蔵動産文化財の毀損事故は発生していない。このことに関して、東京国立博物館は特に報告を発表していない。
- 7) 神庭信幸「展示ケースの保存科学的性能の向上と標準化を目指して」文化財保存修復学会第22回大会講演要旨集、30-31 (2000), 神庭信幸・長嶋文雄「文化財に対する地震対策としての転倒防止に関する検討」J.P.Getty美術館・国立西洋美術館共催国際シンポジウム「美術・博物館コレクションの地震対策」報告書、67-75 (2009), 神庭信幸「コラム文化財を守る/展示の工夫」月刊文化財571号、16-17 (2011), 前掲公開討論報告書 (セッション2.必要とされる技術(1)-1) 防災体制の効果と課題)、93-115 (2013)
- 8) 4) 前掲報告書
- 9) 独立行政法人国立文化財機構 第4期中期計画：  
<http://www.nich.go.jp/data/hyoka/> (閲覧日：平成28年12月8日)
- 10) 歴史資料ネットワークHP：<http://siryo-net.jp> (閲覧日：平成28年12月8日)
- 11) 独立行政法人国立文化財機構編集・発行、歴史資料ネットワーク・科学研究費補助金基盤研究S「災害文化形成を担う地域歴史資料学の確立—東日本大震災を踏まえて」研究グループ(研究代表者・奥村弘)企画協力、歴史資料ネットワーク設立20周年記念/全国史料ネット研究交流集会報告書 (2015)
- 12) 被害が甚大で自力による被災文化財等の救出が困難な場合、都道府県の単位で文化庁に支援要請を出し、それを受けた文化庁が被害状況などを確認し、国指定以外の文化財に多くの被害があると認められた場合、その救出活動を実施するために通常は文化庁が国立文化財機構に協力要請を出し、これによってレスキュー事業が実施される。東日本大震災、熊本地震においてこれが実現したが、東日本大震災では被災県と日本国内の文化財関係各団体が集合して救援委員会が構成され、また熊本地震では国立文化財機構から九州国立博物館が代表として九州救援対策本部事務局を担当して熊本県と共同で事業を実施した。この枠組みでは、直接的には文化庁は国立文化財機構に要請をすることに止まるが、被災県をはじめ、事業に参加する各団体・専門家はこれを“文化庁による”文化財レスキュー事業と呼んでいる。ただし、その実施までには、要請に至るだけの被災規模、被災内容の確認作業とリスト作成などの手続きが必要となり、局地的な自然災害ではこの事業のレベルにするのは難しい。
- 13) ここで言う文化庁の要請によって実施される「文化財レスキュー事業」とは、これまでの実績においては文化財保護法に言う動産文化財を対象としたものに限定した活動である。災害の状況に

よってはこの文化財の概念に入らない自然史資料や行政文書なども活動の対象となるので、これまでは「被災文化財等」としてすべてを包含するようにしている。このため建造物・史蹟・記念物は「文化財レスキュー事業」の対象とはなっていない。建造物に関しては主に歴史的建造物の被害判断を行うための「文化財ドクター派遣事業」が実施されるが、建造物内部にある古文書や道具類などの保全に関して、両事業がどのように連携を図るかということが課題としてあるため、文化財防災ネットワーク推進事業においては、有識者会議に建造物の専門家を招き、具体的な方法についての意見を頂戴している。

14) 4) 前掲報告書他

15) 増田勝彦「水害を受けた図書・文書の真空凍結乾燥—和紙を綴じた図書—」保存科学31号、1-8 (1992)

16) 以上の遠野市立図書館博物館に関連する内容と作業については、同館/遠野文化研究センター前川さおり学芸員との連絡及び筆者の記録により記述した。平成28年度博物館学芸職員等研修会(11月7日、主催：学芸員ネットワークいわて、共催：岩手県博物館等連絡協議会、北上市教育委員会、場所：北上市鬼の館)において、前川氏による報告「災害から資料を守る～台風10号被害と学芸員ネットワークいわての連携」が行われている。

17) 本図は宮城県被災文化財等保全連絡会議幹事担当の東北歴史博物館から提供を受けた。

18) 宮城県被災文化財等保全連絡会議については、4) 前掲救援委員会平成24年度報告書(2013)に設立と活動に関する報告がある。

キーワード：文化財防災ネットワーク (network for cultural heritage disaster mitigation)；技術連携 (cooperation in conservation technique)；緊急連絡システム (network system for the emergency situation)

## **Construction of a Network regarding Conservation and Exchange of Information on Cultural Property in Emergency Situations**

Ken OKADA

In 2014, a project was started to promote a domestic cultural heritage disaster mitigation network aimed at the realization of effective activities for disaster reduction and salvage. The present report focuses on the promotion of the network system in the regional community and discusses ways to cooperate in case of emergency from the point of view of conservation of disaster-stricken cultural properties as well as to collect and disseminate relevant information.